

徳島県告示第四百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の主たる事務所の所在地及び指定に係る事業所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和三年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

株式会社 綜合医療	名称		主たる事務所の所在地	指定に係る 事業所の名称	指定に係る事業所の所在地		事業の種類	変更年月日
	旧	新			旧	新		
	板野郡松茂町 中喜来字群恵 三九一	板野郡北島町 北村字東蛭子 八八五	そよかぜ指定 福祉用具貸与	板野郡松茂町 中喜来字群恵 三九一	板野郡北島町 北村字東蛭子 八八五	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	令和二年九月 二十二日	